

学 校 法 人 会 計

山 口 善 久

I 序

学校法人の会計は、学校法人会計基準（以下「基準」という）によって支えられている。したがって、現状では「基準」に基づく会計が、学校法人会計といっても過言ではない。

「基準」は、昭和46年に定められた文部省令である。制定当時の根拠法は、私立学校法であったが、昭和50年の私立学校振興助成法（以下「私学助成法」という）の施行に伴い根拠法は、同法となった。

私学助成法は、私立学校の教育条件の維持向上および学生等の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とし、この目的を達成するため、国または地方公共団体が、私立学校の経常的経費に対して補助等ができる道を開き、その責務として補助を受ける学校法人に対して会計書類の作成等を義務づけている。

会計書類の作成等の規定は、第14条にあり、第1項は計算書類の文部大臣の定める基準に従

っての作成義務を、第2項は第1項に基づいて作成された計算書類と収支予算表の届出義務を、そして第3項は第1項の計算書類に対する公認会計士等の監査義務を定めている。

「基準」は、この第14条第1項の規定に基づいて定められた文部大臣の定める基準である。

このように、「基準」は補助金行政の中から生まれた形をとっているが、決してそのみの目的をもって定められているわけではない。会計は経営に役立つデータを提供することを職能としており、当然に「基準」もこの職能を担わされている。

II 計算体系

学校法人は、〈資産の保全と公正な使用〉および〈教育研究と財政の持続的調和〉が求められ、これら財務上の課題に応えるため「基準」は〈資金収支計算〉と〈消費収支計算〉のダブル計算を内容とする計算体系を持っているといわれている（図1）。

〈資金の保全と公正な使用〉と〈教育研究と財政の持続的調和〉をささえる具体的指針とし

て報告基準*は次のように述べている。

- 1 学校法人は、資金の保全を図り、いかなる収入源泉から取得した資産も目的事業の遂行に公正に使用しなければならない。
- 2 学校法人は、教育・研究上の要求とこれを充足する財政上の諸条件との持続的調和をはかり、学校法人の永続的な維持を可能にするように運営されなければならない。
- 3 学校法人は、資金の流動性を維持し、各種の支払義務を滞りなく履行しなければならない。
- 4 学校法人は、各年度における消費収支の持続的な均衡を計らなければならない。

* S45.5.2学校法人財務基準調査研究会「報告一学校法人会計基準」

「基準」は、このような具体的指針を満たすため先の計算体系をとり、その産物として次の計算書類の作成を求めている。

- ① 資金収支計算書
- ② 消費収支計算書
- ③ 貸借対照表

資金収支計算書にせよ消費収支計算書にせよあるいは貸借対照表にせよ、それぞれの計算書類には、それぞれ固有の役割があるはずである。こういった意味からすれば、「基準」が求められるこれら3つの計算書類の作成は、いず

れも欠くことのできないものとなろうが、実務面からは体系の簡素化を図るため収支計算書をいずれか一方にという意見がある。

どのような意見でもその背景には、それなりの考え方があるものと推測されるので、学校法人会計にとって、どのような計算体系ないしどのような計算書類体系が適切かという判断を下す前に、以下に「基準」の考え方を検討することとする。

Ⅲ 消費収支計算

消費収支計算書について「基準」の定めは次のようである。

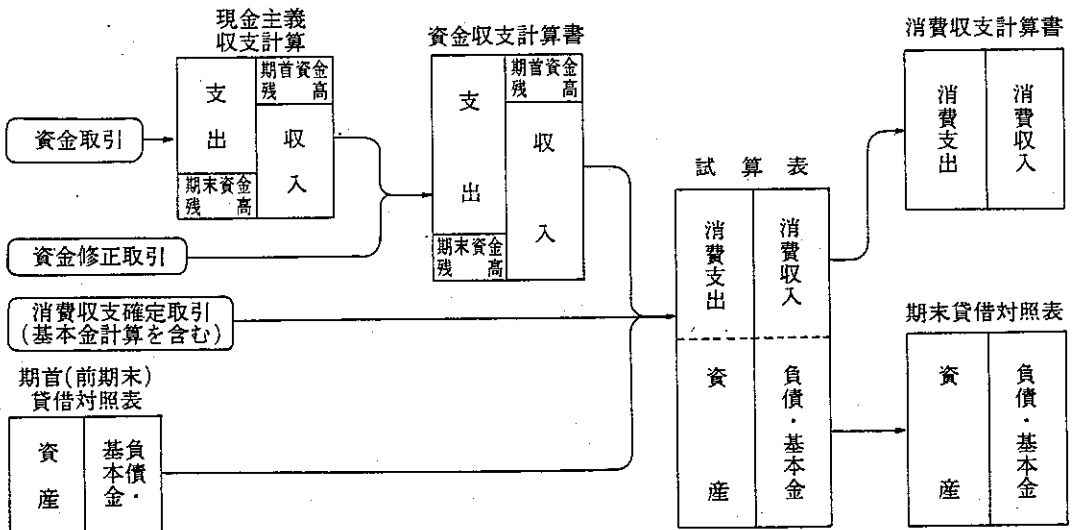
第15条 (消費収支計算の目的)

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行うものとする。

第16条 (消費収支計算の方法)

- 1 消費収入は、当該会計年度の帰属収入(学校法人の負債とならない収入をいう。以下同じ。)を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする。

図1 学校法人会計の計算体系略図



(日本会計研究学会「学校法人会計の基本問題中間報告」より)

る。

- 2 消費支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。
- 3 消費収支計算は、前項の規定により計算した消費収入と消費支出を対照して行うものとする。

すなわち、「基準」における消費収支計算は、次の算式で表されることとなる。

$$\begin{aligned} \text{消費支出} + \text{消費収支差額} &= \text{消費収入} \\ \text{消費収入} &= \text{帰属収入} - \text{基本金組入額} \\ \text{消費支出} &= \text{減価償却額} + \text{用役の対価} \end{aligned}$$

よく言われるように、消費収支計算書が、企業会計の損益計算構造を援用して学校法人維持の要請に応えようとするかぎり、この計算式には何らの問題はない。

しかしながら、この計算式によって算出される消費収支差額が、本当に消費額とこれを充当しうる収入額との均衡状態を表しているのかという疑問がよく投げかけられる。この疑問は、学校法人会計にとって消費収支計算が最重要事であるとするものにとって、なかなかやっかいな問題である。

Ⅳ 基本金

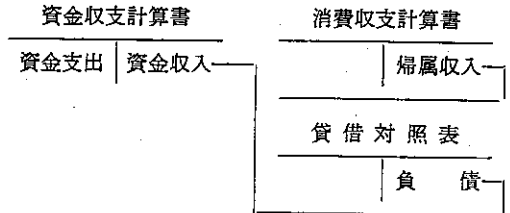
消費収支計算は、要するにコストの会計であり、コストの負担状況を明らかにする計算であるとするならば、そのコストを負担充当しうる収入は、先の算式では当然「消費収入」である。

帰属収入は、学校法人の負担とならない収入をいうと定義されている（「基準」第16条）の

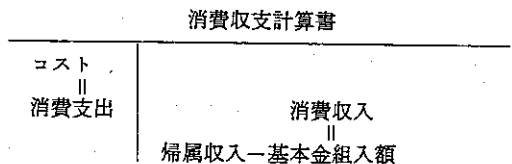
で、学校法人に流入する資金収入（「基準」第27条）との関連は次のようになる。

$$\text{資金収入} = \text{帰属収入} + \text{負債となる収入}$$

そして、資金収入のうち負債となる収入は貸借対照表で把握され、学校法人に帰属する収入（帰属収入）は消費収支計算書で把握されるのである。



そして、コストを負担する消費収入は、先も見たとように帰属収入から基本金組入額を控除して算出されるのである。



繰り返すようであるが、消費収支計算が、コストの負担状況を明らかにする計算であるならば、この消費収入がコストを負担すべき収入になるのは計算式からいって明瞭である。

企業会計的に考えるならば、帰属収入を損益取引から生ずるものと資本取引から生ずるものに分割し、損益取引から生ずるものがコストを負担すべきものとなる。

とすると、基本金組入額は当然資本取引から生ずるものとなり、これらの関係は次のように表されることとなる。

学校法人会計		帰属収入 = 消費収入 + 基本金組入額
企業会計		帰属収入 = 損益取引から生ずる収入 + 資本取引から生ずる収入

この関係式における「消費収入 = 損益取引から生ずるもの」、「基本金組入額 = 資本取引から生ずるもの」のいずれもが「算式どおりに常に



山口善久氏

公認会計士

連絡先:

東京都練馬区東大泉 4-6-4

Tel. (03) 924-2323

イコールの関係であるならば、学校法人会計の消費収支計算は企業会計の損益計算の考え方で理解すればよく、そこから生ずる消費収支差額に対しても何らの疑義も生じないものといえよう。

しかしながら、「基準」を検討するに「基本金組入額=資本取引から生ずるもの」の算式は常に成立するとはいえないようである。

「基準」第30条は、基本金組入額の算出について定めている。

第30条（基本金への組入れ）

学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組入れるものとする。

- 1 学校法人が設立当初に取得した固定資産（…筆者略…）で教育の用に供されるものの価額
- 2 学校法人が新たな学校（…筆者略…）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額又はこれらの目的のために固定資産を取得すべきものとして収授した金銭その他の資産の額
- 3 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 4 恒常的に保持すべき支払資金の額

いずれも、その額の決定に当たって、学校法人に流入してくる収入面からの判断はない。わずかに、第2号後段に「……固定資産を取得すべきものとして収授した……」として収入面からの考えが示されているものといえるが、実務的にはその後続く「金銭その他の資産」に力点が移され、収入面からの定めとして解釈されていないのが現状である。

たとえば、第2号前段は、取得した固定資産の価額に相当する金額を基本金組入額とし、当該金額を帰属収入から控除して消費収入計算を行うことを求めているのである。このことは、固定資産取得のための支出取引そのものが、消費収支計算の中に入っていると決しても決して過言ではない。

授業料収入1000、教育研究経費900、固定資産取得支出500、借入金500の学校法人を想定する。

われわれが普通、頭に描く消費収支計算は表1-Aのようになるが、「基準」は、それを表1-Bのように考えるのである。

表1-A
消費収支計算書

教育研究経費	900	授業料収入	1,000
消費収支差額	100		
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

貸借対照表

固定資産	500	借入金	500
その他	100	正味財産	
	<u>600</u>	消費収支差額	100
			<u>600</u>

表1-B
消費収支計算書

教育研究経費	900	授業料収入	1,000
		基本金組入額	△ 500
		消費収入	500
		消費収支差額	400
	<u>900</u>		<u>900</u>

貸借対照表

固定資産	500	借入金	500
その他	100	正味財産	
	<u>600</u>	基本金	500
		消費収支差額	△ 400
			<u>600</u>

Aの消費収支差額がプラス100に対して、Bの消費収支差額はマイナス400である。一の事実に対して全く正反対の結果を消費収支計算書は表示することとなる。プラス100は活動の良好性を示し、マイナス400は活動の不良を示す。

なぜ、このような結果を示すかという「基本金組入額」と「資本取引から生ずるもの」が等式関係にないからである。

2つの消費収支計算書を掲げ、基準の消費収支計算書に問題ありと結論づけたが、一概にそう結論をつけられない点もある。

仮に、授業料収入の中に資本取引となるべき収入が含まれているとしたらばどうであろうか。このような事実を基に消費収支計算をみるならば、Bの消費収支計算書は正当化される。

といっても、授業料収入の中に資本取引から生ずる収入がどれほど含まれているかはどのように保証されるのであろうか。依然として問題として残るところである。

要は、基準が消費収支計算を支持するのであるならば、消費収支計算を純化するために、先の基本金組入額の決定の問題とともに、帰属収入における損益取引と資本取引の区分の問題に関して、確かな判断基準を示すことが必要なのである。

具体的には、授業料はもっぱらコストをカバーするための収入なのか否か、施設設備収入はコストをカバーする収入なのか否か等、学校法人に流入してくる収入の検討分析を徹底的に行い、その結果を明瞭にすることが求められるのである。

V 減価償却

「基準」第26条は、減価償却について定めている。

第26条（減価償却）

- 1 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行うものとする。
- 2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

非営利会計の分野において常に問題となるのが、この減価償却であるといわれている。

減価償却とは、費消されていないコスト（資産の価値）の塊の一定の期間のなかでの費消額

（費消された資産の価値）を認識する手段である。

このように減価償却を理解した場合、学校法人会計にとっての問題は、このコストの中身をいかように考えるかにある。

建物等の固定資産をどのようなコスト（の塊）として認識するか否かである。すなわち、建物支出を、全額その年度のコストとして考えるのか、数年度に亘ってのコストとして考えるかである（あるいはまったくコストとして考えないかである）。

建物支出を数年度に亘ってのコストとして考えるということは、支出時にその支出額をコストの塊（資産）として認識する一般的な会計の立場であり、それがコストの塊である以上当然減価償却が要求されることとなる。

一方、建物支出を全額その年度のコストとして認識するという事は、あくまでも消費収支計算の立場を護持する限り、その年度に建物支出というコストをカバーする収入が存在することを前提としての考え方である。さもないと、消費収支計算の構造そのものが否定されてしまうのである。建物支出と同額の収入を常に予定することは常態ではありえないのでこの考え方は一般的でないが、仮にそのような状況で学校法人の活動がなされているのであれば、この考え方は否定されるべきではない。事実、建設支出の全額ではないまでも部分的にはありうるのである。

たとえば、寄付金によって校舎が建設された場合を想定してみる。寄付者の意志は、校舎の建設支出を学生等に負担させないことにあるとしたならば、会計はこの建設支出を数年度のコストとして認識し、通常の収入に負担させるべきであろうか。経営の状況（教育コスト総額）をみるためには、コストの塊として認識し減価償却の実施により毎年度のコストを算出すべし

との意見もあるかもしれないが、建設支出を学生等に負担させないとの寄付者の意志を無視するこのような会計は、会計の越権ではないだろうか。

よって、管理的考え方から仮に建設支出を毎年度のコストとして分割認識するとの考えをとったとしたならば、寄付金という収入も毎年度に振り分けて当該コストを負担すべきである。

さもないと、コスト総額が経営状況を表しても、コストと消費収入との対比が経営状況を表さないのである。

コストの期間把握をどのようにするかは別として、建設支出をコストとして認識するということは、そこに減価償却計算（コスト配付計算）を予定しているのである。すなわち、コスト計算を目的とする消費収支計算を前提とする限り、特別の場合を除き減価償却計算は、欠くことができない概念であって、ここに、必要か否かの論は起り得ないのである。

VI 減価償却と資金

減価償却は、また資金と絡ませて問題となることがある。

減価償却不要論者は、建物等が使用不能になった時点において再建資金を留保する必要のない法人にあっては、減価償却を行う必要がないと主張する。

この考え方は、収支計算を資金収支計算の立場からみてのものであり、上述してきた消費収支計算の立場からの主張ではない。よって、賛成論者が非営利法人においても事業活動に要したコストの把握は望ましいと主張するとともに、貸借対照表の適正な表示機能を主張して、反対論者と論争しても立場が違うのであるから意見がかみあうわけがない。資金を離れたからこそ、コスト計算の考え方が生まれたことを忘

れてはならない。コスト計算の考え方こそが消費収支計算であり、減価償却計算なのである。確かに、減価償却計算に資金留保の機能があるが、それは、あくまでも副次的な機能であることを忘れてはならない。

要は、非営利法人の会計の計算が、資金収支計算かそれとも消費収支計算かいずれを採用しているかの問題なのである。

ただ、後述するが、資金収支計算でも消費収支計算で目途とするコスト計算を工夫することが可能である旨を指摘しておきたい。

VII 減価償却と貸借対照表

また、先の賛成論者のように、貸借対照表論がよく俎上に上げられることがあるが、減価償却が必要か否かの論争の中では果たしてその論議が妥当なのか疑問がある。

貸借対照表には、動態論としての貸借対照表と静態論としての貸借対照表がある。

動態論としての貸借対照表からすれば減価償却は当然必要とされるし、静態論としての貸借対照表からすれば減価償却は何ら関係がない概念である（資産の評価論を、減価償却論と同一にするならば別であるが、仮に評価論において減価償却が論じられても動態論における減価償却とはまったく別個のものであろう）。

資産の価値減少も常に資金と関連づけて考える資金収支計算の評価論は、コストの期間配分する目的とする消費収支計算の減価償却論とは、まったく別個の概念である。

さて、資金収支計算でいかほどの額を資金支出に負担させるべきかは、資産の再取得に当たって現時点でいかほどの資金を留保していなければならないかに係っている。

留保金額の算出に当たっては、目安の金額を算出するために減価償却方法が利用されること

があるが、これは、あくまでも減価償却計算ではなく、減価償却計算方法の利用にすぎない。

資金収支計算書

資金支出としての教育コスト	資金支出としての教育コストをカバーする収入
再取得資金積立	

さらに言及しておかねばならないのは、ここで利用される減価償却計算は、静態論における貸借対照表に基づいてなされることである。よって再取得資金の資金支出への負担に当たっては、物価変動の影響を修正することも可能である。もちろん、再取得資金の留保を行うか否かは、先に検討したように、収入がこれらの支出をカバーすることを予定しているか否かに係るのである。

また、このような計算は、常に資金に結びつけてなされるので、資金が足りない場合には資金留保に相当する額の資金支出への負担は実行されないという意見もあるが、資金が不足していても表示方法のちょっとした工夫によって可能である。「基準」における資金支出調整勘定もこの一方法である。

VIII 物価変動と財産の維持

「基準」は、基本金の計上と減価償却の実施によって財産の維持を図り、もって学校法人の永続的維持を保障しているといわれている。すなわち、学校法人に必要不可欠な財産を自己資金で維持していくことを「基準」は目論んでいるのである。

この関係について、日本公認会計士協会は、学校会計委員会報告「基本金に関する実務問答集」の中で次のように解説している。

<5 基本金と減価償却>

「基準」における財産維持は、貸借対照表借方に「維持すべき資産」を、同貸方に「維持すべき資産に見合う収入を基本金」として計上し（この貸方計

上により、帰属収入が当該基本金計上額だけ消費収支計算から除かれることとなる。）（——筆者注：このように考えるのは、消費収支計算から除かれる帰属収入を資本取引から生じたものと理解しているからと考えられるが、実際的には、控除される帰属収入のすべてが資本取引でないことは、先に検討したとおりである——）、以後、当該維持すべき資産について減価償却を実施することにより、当該減価償却累計額に相当する再取得資金の留保を計る形でなされる。

100の維持すべき固定資産の取得があり、この財源がすべて外部からの寄付金でまかなわれ、かつ、毎会計年度、減価償却相当額の帰属収入があったものと仮定すると、固定資産取得時の貸借対照表及び消費収支計算書は、次の①のようである。

① 固定資産取得時

貸借対照表

固定資産	100	基本金	100
------	-----	-----	-----

消費収支計算書

	帰属収入	100
	組入額	△ 100
0		0

すなわち、固定資産の取得に充てられた支出は資本的支出として貸借対照表借方に計上され、一方、当該固定資産取得のために充てられた収入は、消費収支計算書に計上されることなく（消費収支計算書の表示は、一旦収入で計上された後、基本金組入額として控除されるため最終的には「0」となる）、貸借対照表貸方に基本金として計上されることとなる。次に、この固定資産について減価償却を実施すると、貸借対照表及び消費収支計算書は次の②及び③のようになる。

② 第1回減価償却実施年度（耐用年数10年、残存価額0とする）

貸借対照表

固定資産	90	基本金	100
その他の資産	10		
	100		100

消費収支計算書

減価償却額	10	帰属収入	10
		(消費収入)	
	10		10

③ 減価償却実施完了年度（耐用年数終了時）

貸借対照表

固定資産	0	基本金	100
その他の資産	100		
	100		100

消費収支計算書

減価償却額	10	婦 属 収 入	10
		(消費収入)	
	10		10

すなわち、貸借対照表は、借方固定資産「90」ないし「0」、貸方基本金「100」となり、「基準」は、この貸借対照表がバランスされる額（減価償却累計額と同額となる）に相当する額の何らかの資産が学校法人内に留保されることを予定するのである。

このように、「基準」は、減価償却計算がもつ資金留保機能に財産の維持を担わせたのであるが、いうまでもなく物価変動が生じている状況ではこの論は適応しない。

減価償却不要論のひとつの議論として貨幣価値変動による償却の合理性の欠如が挙げられることがある。しかしながら、貨幣価値不変の原則を背景とする現在の会計においては非営利法人会計のみに限らず、同様のことが企業会計にもいえることを考えると、この不要論の妥当性は如何であろう。

すなわち、これを理由として非営利法人会計に減価償却が不要であるとするのであれば、同じように企業会計に対しても減価償却不要論がおきても何らの不思議はない。にもかかわらず、非営利法人会計の分野においてのみ、このような理由から償却不要論がおきるのは、次の2つの理由が強く働いているためと思われる。

1つは、投下資本の回転の早さに関してである。

2つは、非営利法人会計の利益に対する考え方に関してである。

消費収支計算は、コストとそれをカバーする収入との対比によって事業活動の採算性をみるのが、この際コスト算出の貨幣ベースと収入算出

の貨幣ベースとの間に大きな差異があるならば、活動の採算性の評価は著しく低下することは当然である。

企業会計の場合、このような問題を投下資本の回転の早さとか償却方法とかで補完するとともに、稼得利益の増加を図ることによって解決している。

企業の資本への投下状況は、学校法人のそれとはその積極性において著しく異なるのが一般的である。企業は自己の維持発展のために規模の拡大を次々に実行もしくは実行の機会を狙うとともに、また、次なる利益に向けて施設設備の除却更新を繰り返すが、学校法人の活動にとっては、このような活動姿勢は特別なケースといえる。一般的に学校法人の活動は教育の質の向上は別として、それ以外については現状維持か緩やかなのが常態である。

企業会計における資産のスクラップアンドビルドは、先の減価償却の欠陥を補完するが、それとは異なった活動を常態とする学校法人には欠陥の補完が期待できないのである。

また、ここで検討するまでもなく、定率法は貨幣価値変動による減価償却の欠陥をよく補完するといわれている。しかしながら、「基準」は、第26条で学校法人の減価償却方法として定額法を強要しているので、学校法人はこれによる物価変動コストの補整をも放棄せざるを得ないのである。

減価償却計算によるコストが貨幣価値の変動に適応できないのであれば、その差異分を消費収支差額（利益）の中に見い出すならばその結論は同じこととする。しかしながら、この考え方にも2つの問題がある。

1つは、消費収支差額がそのような差異相当分を常に自己の内に包含しているのであるならば、消費収支差額の評価は常に差異相当分を修正して行わなければならないことになる。何の

ための差額概念であろうか。差額は何らの修正を行わずに評価できる最終結果であるからこそ消費収支計算の中で重要な位置を占めているのではないだろうか。いわんや、その差異分が大きいときは論外である。

2つは、企業の活動目標は利益にあり、よって利益の極大化は経営の根本であり、その大きさは経営状況の良好さを示すものとして社会からそれなりの評価を受けるが、学校法人の活動目標は利益にないといわれ、よって利益の極大化は社会から好感をもって評価を受けることは少なく、かえって罪悪視されているといっても過言ではないだろう。

かような社会における消費収支差額（利益）に対する反応を考えると消費収支差額の中で貨幣価値変動による影響分を吸収することには無理があるといわねばならない*。

*といっても、現在の学校法人会計は消費収支計算を支柱として報告計算書類体系をとっている（勿論、資金収支計算書も今一つの支柱ではあるが）ので消費収支差額は重要な概念である。

とすれば、学校法人会計に携わっているものが、現在なさねばならないことは、消費収支差額の正しい認識を社会に知らしむることではないだろうか。

このような諸々の点が減価償却不要論につながっているものと思われるが、その不要論の裏にある真の意味は、消費収支計算の報告計算書類としての不適格性ではないだろうか。

IX 資金の概念

「基準」第6条および第7条は、資金収支計算の目的および方法について定めている。

第6条（資金収支計算の目的）

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収

入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

第7条（資金収支計算の方法）

1 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの（第11条において「前期末前受金」という）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第11条において「期末未収入金」という）について行なうものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの（第11条において「前期末前払金」という）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第11条において「期末未払金」という）について行なうものとする。

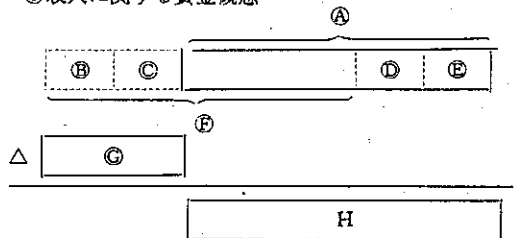
第11条（前期末前受金等）

1 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。
2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

「基準」の資金概念は、資金をごく狭く解した「現金及びいつでも引き出すことができる預貯金」と「当該会計年度の諸活動に対応する収支（第7条により、これは、支払資金に未収金・前受金・未払金・前払金を加減したものであることが判る）」との2本立てである。

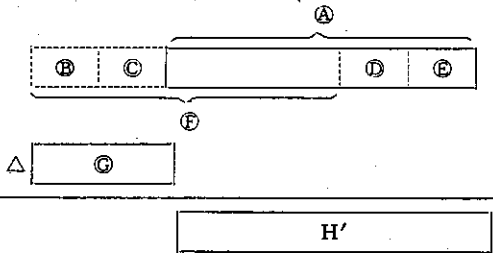
なお、第11条は、資金概念に関連があるかに読めるが、資金概念そのものには何らの影響を与えず、単に表示上の工夫にすぎない。

●収入に関する資金概念



- Ⓐ 当該会計年度における収入（支払資金）
- Ⓑ 前期末前受金 Ⓒ 期末未収入金
- Ⓓ 当期前受金収入 Ⓔ 前期末未収入金収入
- Ⓕ 当該会計年度の諸活動に対応する収入
- Ⓖ 資金収入調整勘定

●支出に関する資金概念



- Ⓐ 当該会計年度における支出（支払資金）
- Ⓑ 前期末前払金 Ⓒ 期末未払金
- Ⓓ 当期前払金支払支出
- Ⓔ 前期末未払金支払支出
- Ⓕ 当該会計年度の諸活動に対応する支出
- Ⓖ 資金支出調整勘定

$H - H' = \text{繰越支払資金}$

資金概念は、その範囲の広さによっては計算書類の体系に大きく影響する問題である。いいかえるならば、どのような資金概念が良いかの決定は、計算書類の体系がどのようになっているかに大きく係わってくるものと考ええる。

こういった面から判断すると、「基準」が諸活動に対応する収入・支出を資金概念としているのは、その用意する計算書類の中に消費収支計算書を置いていることからして重複した報告を求めているものと理解される。

消費収支計算書を報告計算書類の中におく限り、その消費収支計算書が諸活動に対応する収支状況を明らかにするので、資金収支計算書の資金概念を「支払資金」としても、十分な経営データを収集することができるのである。無用な手間ひまを学校法人に負担させる必要はないと考える。

そうすることによって、資金収支計算書は、支払資金の流入・流出を表わす計算書類となり、消費収支計算書は、諸活動に対応する収入・支出の動きとその結果を表わす計算書類と

なり、計算書類の作成がいくらかでも単純化されることとなる。

しかしながら、後述するように消費収支計算書を学校法人の報告計算書類の体系から追出して資金収支計算書を支柱とする計算書類体系を考える場合には、諸活動対応の資金概念も必要とされてくることを指摘しておきたい。繰り返すが、資金概念は計算書類体系に大きく左右されるのである。

X 資金収支計算書による経営成績の判定

(1) 消費収支計算書による経営成績の判定

われわれは学校法人の経営の採算性を消費収支計算書にみる。それが「基準」の考え方である。

「基準」によって算出されるコスト（消費支出）およびコストを負担する収入（消費収入）ならびに消費収支差額には、今ひとつ明瞭でない点があり修正もしくは深い検討が望まれるところであるが、今ここでは、これらのすべてを適正と仮定して、消費収支計算書をみると、そこに表わされている消費収支差額は経営の採算性を示すこととなる。

消費収支差額がプラスならば経営は上向きであり、マイナスならば経営は下向きである。そして、その内容はコストとそれを負担する消費収入の分析に待つこととなる。

このような経営の状況を評価する消費収支計算書の役目を、仮に資金収支計算書の工夫によって達成できるのであれば、資金収支計算書にその役目を担わすことには問題はないといえる。そうすれば、消費収支計算と資金収支計算の二系統を持つ複雑な計算体系を修正することもできるし、多くの手間ひまを削減することができるのである。

日本会計研究学会報告の学校法人会計の基本問題中間報告「報告目的と計算体系」では、消費収支計算における消費収入および消費支出と従来の収入および支出との主な相違は、およそ次のように表わすことができるとしている。

$$\begin{aligned} & \text{収入} - \text{借入金収入} - \text{基本金組入額} = \text{消費収入} \\ & \text{支出} - \text{借入金返済額} - \text{資本的支出} + \text{減価償却費} = \text{消費支出} \end{aligned}$$

上記の算式をみる限り、消費収支取引と資金収支取引とにそれほどの差異がみられないことから、資金収支計算で消費収支計算が目的としている経営の採算性を示すことができるのではないかと考えて作成したのが表2に掲げる資金収支計算書である。

(2) 消費収支計算書と資金収支計算書

「基準」の消費収支取引（消費収支計算において仕訳対象となる取引）と資金収支取引（資金収支計算において仕訳対象となる取引）は、その大方において同一である。ということは、学校法人会計における取引のほとんどに資金が関係しており、いいかえれば消費収支計算独自の取引がさほど存在しないということである。

③の資金収支計算書は、「基準」に基づいて作成された資金収支計算書を、「基準」に定められている消費収支計算書④の表示に合わせて並び替えて作成したものである。

◎は、③-④（資金収支計算書の金額から消費収支計算書の金額を控除したもの）であるので、そこに表示されている金額は、資金収入と消費収入および資金支出と消費支出の差異を示すこととなる。

したがって、この差異を修正することができるならば、資金収支計算書の経常収支の部は消費収支計算書と同一になり、経営成績評価の役目を消費収支計算書から資金収支計算書に移し替えても何ら問題がないこととなる。問題がな

いというより、かえって、その読み方にいろいろの問題がある消費収支計算書よりも有効なものではないだろうか。

なお、①の金額は、資金収支計算書③における表示科目のうち消費収支計算書④にはないものの金額であり、いずれも消費収支計算においては貸借対照表科目の増減として取り扱われているため、③の経常収支による経営成績評価の役目に対しては何らの影響を与えるものではない。

(3) 寄付金・寄付金収入

◎の寄付金差額は△50である。

差額発生原因は、資金収支計算に計上されていない現物寄付金が、消費収支計算には消費収入として計上されているためである。

したがって、この調整のためには、資金収支計算において資金の擬制取引を認識すればよいのである。

<資金収支計算>

支 払 資 金	50	寄 付 金 収 入	50
当 該 支 出 勘 定	50	支 払 資 金	50

当然、ここで仕訳した当該支出勘定が内容からして経常支出に該当しないものであれば、それは経常外収支の部に表示替えをされるとともに、その資金源泉たる寄付金収入も経常外収支の部に表示されるべきである。

こういった面からこの現物寄付金（消費収入）をみると、消費収支計算で消費支出として処理されない資産支出等に対する寄付が多い現物寄付金を、消費収支計算書において収入として計上するのは、収支対比からいって果たして問題がないのであろうか。

(4) 資産売却差額(および資産処分差額)・資産売却収入

例を有価証券の売却収入で考えてみる。

◎の差額は、売却の有価証券の元本価額である。すなわち、取得価額が690の有価証券の

表2 ④

消費収支計算書

人件費	4,436	消費支出	4,436	納手寄	8,562	經常支出	4,270	經常収入	8,562	人件費	△ 166
(退職給与引当金繰入額 240)										教育研究経費	△ 398
教育研究経費	1,210						812			寄付金	△ 50
(減価償却費 398)											
管理経費	340						278			補助金	△ 62
(減価償却額 62)										資産運用収入	0
借入金等利息	906						906			資産売却収入	688
資産処分差額	2									事業収入	10
徴収不能額	6									雑収入	10
										小計	658
										基本金組入額	5,064
消費支出の計	6,900									計	5,722
合計	6,900									収支差額	6,356
										合計	5,722

資金収支計算書

⑤と⑥との差額 (⑩-④)

經常支出	4,270	經常収入	8,562	人件費	△ 166
(退職金支出 74)				教育研究経費	△ 398
教育研究経費支出	812			寄付金	△ 50
管理経費支出	278			補助金	△ 62
借入金利息支出	906			資産運用収入	0
				資産売却収入	688
				事業収入	10
				雑収入	10
				小計	658
經常支出の計	6,266	經常収入の計	11,114	基本金組入額	5,064
經常収支差額	4,848			計	5,722
				収支差額	6,356
				合計	5,722

經常外支出

借入金等返済支出	3,478	經常外収入	2,240
施設関係支出	1,326	借入金等収入	2,390
設備関係支出	346	前受金収入	950
資産運用支出	5,402	その他の収入	
その他の支出	196	經常外収入の計	5,580
經常外支出の計	10,748	經常外収支差額	5,168
		資金収入調整勘定	△ 2,678
		經常外収支差額	4,848
		經常収支差額	4,848
		前年度繰越支払資金	7,562
		合計	9,732

經常外収入

借入金等収入	2,240	借入金	3,478
前受金収入	2,390	設備	1,326
その他の収入	950	預金	346
經常外収入の計	5,580	引当預金	5,402
經常外収支差額	5,168	未預り	196
資金収入調整勘定	△ 2,678	収支差額	5,168
經常収支差額	4,848	未前受金	154
前年度繰越支払資金	7,562	前受金	2,678
合計	9,732	収支差額	4,848

⑤と⑥との差額 (⑩-④)

經常外支出	10,748	經常外収入	5,580	借入金	3,478
(退職金支出 74)				設備	1,326
教育研究経費支出	812			預金	346
管理経費支出	278			引当預金	5,402
借入金利息支出	906			未預り	196
資産売却収入	688			収支差額	5,168
事業収入	10			未前受金	154
雑収入	10			前受金	2,678
小計	658			収支差額	4,848
基本金組入額	5,064			繰越支払資金	7,562
計	5,722			合計	20,480
収支差額	6,356				
合計	5,722				

702での売却は、資金収支計算ではその資金としての流入額が収入として取り扱われるため、その処分額の702が資金収支計算書では資産売却収入に表示され、消費収支計算では処分差損益のみが消費収支(損益)として取り扱われるため、その処分益は消費収支計算書で資産売却差額14として消費収入に、その処分損は資産処分差額2として消費支出に表示される。

運用資産処分に当たっての元本に対する収入額はすでに投下した資金の回収額であって新たな稼得利益でないため、経常成績を評価しようという目的で設けた経常収支の部に表示するのは適当でなく、よって、これを経常外収支の部に振り替える。さらに、元本に満たない処分損についても投資損を経常収入に負担させるのは適当でないため、経常外収支の部に振り替える(p56、資金収支計算書参照)が、元本を超える処分益については、そのまま経常収入に残すか、あるいは財務収益であるため経常支出対応収入でないと考えて経常外収支の部に振り替えるか、いずれかの処理が選択されるであろう。

また、処分が有価証券以外のその他の資産(たとえば建物等の処分)であっても、上記と同様に考えればよいと考える。

なお、「基準」は、運用有価証券の回収(処分)による元本および運用益に係る資金収入は「資産売却収入」で処理し、運用預貯金等の回収による元本および運用益に係る資金収入は「その他の収入」と「資産運用収入」で処理している。同じ資金運用でありながら、運用対象の違いによって異なった表示方法をする必要があるのであろうか。特に運用益が異なった大科目で表示されるのは問題である。

<有価証券の場合>

資金収支計算	
支 払 資 金	120
資産売却収入	120

消費収支計算

現 金 預 金	120	資産売却差額	20
		有 価 証 券	100

<預貯金等の場合>

資金収支計算

支 払 資 金	120	資産運用収入	20
		その他の収入	100

消費収支計算

現 金 預 金	120	資産運用収入	20
		長期性預金	100

(5) 事業収入

◎の事業収入「10」は、補助活動事業に係わる在庫額の影響である。期首在庫を「10」消費しての事業収入「154」であるので、当期消費収支額は「144」となる。

調整方法は有価証券の元本回収と同様である。貯蔵品の売却収入はすでに投下した資金の回収であるので、経常外収支の部に振り替えるのが経常収支の部設定の趣旨からして妥当と考える。

しかしながら、この差額は学校法人の活動からさほど大きな額とならないものと考えられるので、調整の必要性は薄いと見える。

(6) 雑収入

◎の雑収入の「10」は、退職金財団からの退職金相当額の交付金収入である。よって、同金額は◎の人件費にも影響しているので、経常収支区分での収支差額には何らの影響を及ぼしていない。③の資金収支計算書のままでも、収支対応関係をみるために障害はないものと考えられる。

(7) 人件費・人件費支出

◎の人件費・166は(6)の退職金財団の交付金収入10に対応する退職金支出10と、退職金支出64(74-10)から退職給与引当金繰入額240を控除した・176である。

退職給与引当金の繰入は、消費収支計算(損益計算)のうえから不可欠のものと考えると、

この引当金問題を資金会計のうえでどのように考えるかが調整の問題である。

引当金は、現在においては何らの支出もおきませんが、将来時点においては支出が見込まれるがゆえに認識されたものである。したがって、これを資金のうえから捉え直すと、消費収支計算での引当金に見合った資金を将来の退職金支出の財源として毎年度積み立てその財源の確保をすべきであろう。よってこの調整処理は次のようになる。

退職給与引当支出 (経常収支)	176	退職給与引当支払資金	176
--------------------	-----	------------	-----

なお、上記の退職給与引当金支払資金は「基準」の表示方法では、資金支出調整勘定で処理されることとなるが、繰越支払資金に加算する形式で表示することも可能である。また、当該金額を普通の資金運用と同様に、経常外収支の部で退職給与引当運用支出として処理することも可能であるが、この方式では資金に不足がある場合には、妥当な引当支出と考えた額の計上が不能になることがあるのが欠点である。

資金収支計算書

人件費支出	4,446
⋮	
資金支出調整勘定 (△ 154 + △ 176)	△ 330
繰越支払資金	4,718

資金収支計算書

人件費支出	4,446
⋮	
資金支出調整勘定	△ 154
繰越支払資金	4,894
支払資金	4,718
退職給与引当支払資金	176

資金収支計算書

経常収支の部	
人件費支出	4,446
⋮	
経常外支出の部	

退職給与引当運用支出	176
資金支出調整勘定	△ 154
繰越支払資金	4,542

(8) 教育研究費・教育研究経費支出

◎の教育研究経費 △ 398 は、減価償却額の影響である。

減価償却については、先に資金収支計算において減価償却計算と同様の処理をしても、それは資産の評価に伴う資金の留保計算であるので、コスト配分を目的とする減価償却計算とは異なるものであると述べた。それは、消費収支計算で行うからこそ減価償却と呼ばれるのであって、資金収支計算では同じ内容を持っていても同じ語句で呼ぶことは減価償却理論に無用な混乱を招くと考えたからに他ならない。

経常収入が負担すべきと考えられる建物等の価値減少額に対しては、減価償却方法にかえて次の処理をすることによってその代替効果をあげることができる。

資産再取得引当支出 (経常収支)	398	資産再取得引当支払資金	398
---------------------	-----	-------------	-----

* 資産再取得引当支払資金の表示について

なお、資産再取得引当支出は、あくまでも資産の再取得のための金額であるので、その算出をどのようにするかが問題であるが、その算出が困難な場合は、減価償却方法の利用が考えられる。しかしながら、これはあくまでも減価償却方法の利用であって減価償却ではないことを先ほど来述べているところである。

また、この処理は、資産の評価論にもつながっているので、再取得価額を基としてのその算定も可能である。

減価償却を論ずる場合、よく名目資本維持と実質資本維持の問題が組上に上がる。先に検討した貨幣価値変動によって償却の合理性が乏しくなるという減価償却不要論は、まさにこの問題である。

(9) 管理経費・管理経費支出

◎の管理経費△62は、(8)と同様の理由による影響であり、その調整方法は(8)と全く同じである。

(10) 徴収不能引当金繰入額または徴収不能額

◎の徴収不能額△6は、徴収不能引当金繰入または徴収不能による影響額である。

その影響が、徴収不能引当金の繰入による場合はAの仕訳により、徴収不能の発生による場合は、Bの仕訳によってその調整がなされる。

A

徴収不能引当支出 (経常収支)	6	徴収不能引当支払資金	6
--------------------	---	------------	---

B

徴収不能発生支出	6	未収引当支払資金	6
----------	---	----------	---

*徴収不能引当支払資金の表示は(7)と同様である。
未収引当支払資金は同支払資金の取消であり、この仕訳によって、「0」となる。

(11) 調整後資金収支計算書

これらのすべてを調整織り込み済にしたものが、次に掲げる資金収支計算書である。なお、ここでは経常収支の部のみを表示してある。

資金収支計算書(経常収支の部)

経常支出		経常収入	
人件費支出	4,446	納付金収入	8,562
教育研究経費支出	1,210	手数料収入	168
管理経費支出	340	寄付金収入	380
借入金等利息支出	906	補助金収入	1,050
徴収不能発生支出	6	資産運用収入	82
		事業収入	154
		雑収入	66
経常支出の計	6,908	経常収入の計	10,462
経常収支差額	3,554		
合計	10,462	合計	10,462

Aの消費収支計算書の当年度消費収支超過額は△1,508であるが、それは基本金組入前に修正すると3,556となる。上記の経常収支差額とほぼ同額である。また、基本金組入額が先に検討したように消費支出に対応すべき収入でない

のであれば、当然、上記の資金収支計算書の経常収入の10,462は、当該金額5,064だけ少なく表示され(5,064は経常収支に表示されることになる)、経常収支差額は△1,508となり、これは、修正前の消費収支計算書の消費収支差額超過額△1,510とほぼ同額である。資金収支計算書も工夫次第で経営成績を掌握することができるのである。

(12) 経営成績評価の考え方

「基準」は、経営成績評価を消費収支計算書に委ね、消費収支計算書は、消費収支差額を経営成績をみる指標とした。また、この指標を補完するために、会計は活動の過程として消費支出を、それをカバーするものとして消費収入を明らかにしている。消費収入と消費支出を表示したのは、消費収支差額たる活動の結果がいかんにして算出されたかをその活動の面からみるためのものである。

企業は、利益獲得が目的であるから、このように活動の結果と過程が明らかになれば、それをもって経営成績評価が満足いぐものとなるが、学校法人活動は企業とは若干異なった面をもっている。このような経営成績評価では充分ではない。

すなわち、「基準」は学校法人の維持(具体的には財産の維持)の状況をみるために消費収支差額を評価指標としたのであって、消費収支差額そのものの評定に意味をもたしたのではない。すなわち、学校法人には、消費収支差額に表される活動の他に財産維持に直接つながる活動を評定出来るデータが求められるのである。具体的には、資産の購入や処分および借入金の増減状況等の資料であり、それは資金収支計算書の経常外収支の部にかなり表示されているのである。消費収支計算は、このような資料提供の役目を貸借対照表に求めているとの主張があるかもしれないが、それよりも資金収支計算

書の経常外収支の方がより良い指標を示すと考
えるがいかがであろうか。

XI 結 び

「基準」における消費収支差額が何を表すか
は判然とせず、よって、現状では消費収支差額
は計算書類の読者に何も語ってくれないとの批
判は、今まで検討してきたものでみる限り、あ
る程度のを得ているかも知れない。

私は、全体を通して学校法人会計における消
費収支計算に対する資金収支計算の優位性を
述べてきた。といて、今さら学校法人会計か
ら消費収支計算を除去すべきであると主張した
かったわけではない。法人規模の大小等を問わ
ず、また、法人の活動の特徴をみることなく、
一律の会計方式を強制していることに疑問を投

げかけたかったのである。そしてまた、これと
同じことが学校法人会計以外の非営利法人会計
に及ぶことにいささかでも制御をかけられたと
の気持で述べたに過ぎない。

どんなに精緻なシステムと素晴らしい内容を
もった会計であっても、それが一般論からして
特殊な会計であって、その内容が読者に理解し
てもらえないのであるならば、その会計は無意
味・無価値であるといえるのではないだろう
か。

「基準」が新しい概念である基本金概念を取
り入れて新しい会計を構築した努力は称えられ
ようが、今ここで必要なのは、社会のその会計
に対する理解と認容である。

そのための努力と修正ならば、どのようなも
のであっても厭うべきではないと考える。

改正病院会計準則に準拠した 会計・税務・経営・監査の実務指針書!

新訂 業種別会計実務

改訂 病院・医院

日本公認会計士協会東京会編 / 齋藤 奏著 ★A5・328頁・定価3,200円

- 改正病院会計準則、同注解に基づき、病院・医院の会計・税務について
旧版を全面的に見直した改訂版。
- 病院・医院に内在する特性・特質を実情に照応して解明し、その会計・
税務・経営・監査の全容を実際に見合った新資料をとり入れて解説した
実務書である。
- 執筆には実際の実務に携わっている公認会計士が当たっているため、理論
と実務のふれ合いを中心に、実際面ですぐ利用できる内容になっている。



第一法規

〈107〉 東京都港区南青山2-11-17
☎(03)404-2251 / 振替東京3-133197